

○総務省令第七十七号

放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第一百一十一条第一項及び第二百一十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

総務大臣 山本 早苗

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「並びに」を「及び」に改める。

第六十三条第一項中「並びに」を「及び」に、「又は別表第六十九号」を「、別表第六十九号又は別表第六十九号の二」に改める。

第八十一条の二第一項中「未満」を「未満のもの」に、「高精細度テレビジョン放送（有効走査線数が一

、〇八〇本以上に限る。）にあつては別表第十九号又は別表第六十九号に掲げる方程式」を「高精細度テレビジョン放送（有効走査線数が一、〇八〇本以上のものであつて、第四条第一項又は第二十四条の五第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定が適用されるものに限る。以下この項において「特定高精細度テレビジョン放送」という。）にあつては別表第十九号又は別表第六十九号に掲げる方程式、高精細度テレビジョン放送（有効走査線数が一、〇八〇本以上のものであつて、特定高精細度テレビジョン放送を除く。）にあつては別表第十九号、別表第六十九号又は別表第六十九号の二に掲げる方程式」に改める。

3 E'_y 、 E'_{cB} 及び E'_{cR} は、次のとおりとする。

$$E'_y = 0.2627E'_r + 0.6780E'_g + 0.0593E'_b$$

$$E'_{cB} = (E'_b - E'_y) / 1.8814$$

$$E'_{cR} = (E'_r - E'_y) / 1.4746$$

ただし、 E'_r 、 E'_g 及び E'_b はそれぞれ画素数を走査したときに生ずる赤、緑及び青の各信号電圧をガンマ補正（受像管の赤、緑及び青に対する輝度が正しく再現されるよう送信側においてそ

れぞれの信号電圧 E'_R 、 E'_G 及び E'_B を受像管の特性の逆特性を持つように補正すること（ E' を受像管の特性の逆特性を持つように補正すること）をいう。) した電圧（基準白色レベルで正規化された電圧）であつて、CIE表示系（国際照明委員会において制定した平面座標による色彩の定量的表示系をいう。）において次の表に掲げる x 及び y の値を有する赤、緑及び青を三原色とする受像管に適合するものとする。

	x	y
赤	0.708	0.292
緑	0.170	0.797
青	0.131	0.046

別表第六十九号の二中注4を注5とし、注3の次に次のように加える。

4 ガンマ補正は、次のいずれかの特性によるものとする。

(1) 標準ダイナミックレンジの場合

$$E' = \alpha L^{0.45} \quad (\alpha - 1) \quad (\beta \leq L \leq 1)$$

$$E' = 4.50L \quad (0 \leq L < \beta)$$

ただし、 E' は映像信号のカメラ出力に、 L はカメラの入力光に比例した電圧とし、いずれも注5に示す基準白色により正規化した値とする。 α 及び β は、次の連立方程式の解とし、計算に当たっては小数点以下第三位未満の端数は四捨五入した値を用いてもよい。

$$\begin{cases} 4.5\beta = \alpha\beta^{0.45} - \alpha + 1 \\ 4.5 = 0.45\alpha\beta^{-0.55} \end{cases}$$

- (2) 高ダイナミックレンジの場合 (輝度信号及び色差信号の標本値について、十桁の二進数字によって量子化を行うものに限る。)

以下のいずれかの特性によるものとする。

ア $E' = \sqrt{3L} \quad (0 \leq L \leq \frac{1}{12})$

イ $E' = a \cdot 1^n (12L - b) + c \quad (\frac{1}{12} < L \leq 1)$

ただし、 E' は映像信号のカメラ出力に、 L はカメラの入力光に比例した電圧とし、いずれも0から1の範囲で正規化した値とする。 a 、 b 及び c は定数であり、以下のとおりとする。

$a = 0.17883277$

$$b = 0.28466892$$

$$c = 0.55991073$$

$$\gamma \quad E' = \left(\frac{c_1 + c_2 L^{m_1}}{1 + c_3 L^{m_1}} \right)^{m_2} \quad (0 \leq L \leq 1)$$

ただし、 E' は映像信号のカメラ出力に比例した電圧とする。 L はカメラの入力光に比例した電圧とし、 $L=1$ が表示輝度10,000cd/m²に対応するものとする。 m_1 、 m_2 、 c_1 、 c_2 及び c_3 は定数であり、以下のとおりとする。

$$m_1 = 2610 / 4096 \times \frac{1}{4} = 0.1593017578125$$

$$m_2 = 2523 / 4096 \times 128 = 78.84375$$

$$c_1 = 3424 / 4096 = 0.8359375 = c_3 - c_2 + 1$$

$$c_2 = 2413 / 4096 \times 32 = 18.8515625$$

$$c_3 = 2392 / 4096 \times 32 = 18.6875$$

附 則

この省令は、公布の日から施行する。